様式第５（第２条の３第１項関係）

**開　発　行　為　変　更　許　可　申　請　書**

|  |
| --- |
| 　　　年　　　月　　　日　（宛 先） 東 大 阪 市 長　　　　　　　許可申請者　住所　　　　　　　　　　　　　氏名　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （電話番号　　　　　　　　　　 　）　　　　　都市計画法第３５条の２第１項の規定により、開発行為の変更の許可を申請します。 |
| 開発行為の変更の概要 | １　開発区域に含まれる地域の名称 |  |
| ２　開発区域の面積 | 平方メートル |
| ３　予定建築物等の用途 |  |
| ４　工事施行者住所氏名 |  |
| ５　工事着手予定年月日 | 年　　　月　　　　日 |
| ６　工事完了予定年月日 | 年　　　月　　　　日 |
| ７ | 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のもの、の別 |  |
| ８　法第34条の該当号及び該当する理由 |  |
| ９　その他必要な事項 | 盛土規制法対象工事の該当（有【盛土　　　㎡、切土　　　㎡】・無） |
| 開発許可の年月日及び許可番号 | 　　　　年　　　月　　　日　　東大阪建指開第　　　　号 |
| 変更の理由 |  |
| 申請代理者住所氏名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号 |
| ※変更の許可に付した条件 |  |
| ※変更の許可の許可番号 | 　　　　年　　　月　　　日　東大阪建指開第　　　　　号 |
| 備考欄 | １．許可申請者又工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること２．※印のある欄には記載しないこと。３．「法34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載する。４．「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。５．開発行為の変更の概要（「その他必要な事項」を除く。）は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。 | ※手　数　料　欄 |
|  |
| ※受　付　欄 |
|  |

様式第６(第２条の３第３項関係)

開発行為変更届出書

　　　　　　年　 　月　　 日

（宛先）東 大 阪 市 長

　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者　住　所

氏 名

 届出代理者　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

電話番号

　都市計画法第３５条の２第３項の規定に基づき、開発行為の変更について、下記のとおり届け出ます。

記

１　変更に係る事項

２　変更の理由

３　開発許可の許可番号　　　　　年　　　月　　　日　　東大阪建指開第　　　　　号

備考 変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

|  |
| --- |
|  委　　任　　状住 所私儀　　　　　　　　　　　　　 　　　　を代理人と　　　　氏 名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞　　　　　 　（ TEL　　　　　－　　　　　－　　　　　　）　　　定め下記に関する一切の権限を委任いたします。記（ 委任事項 ）・都市計画法第２９条第１項・第３２条・第３５条の２・第３６条・第３７条・第３８条・第４１条第２項・第４２条第１項・第４３条・第４４条・第４５条・第５３条の許可・同意申請及び届出・宅地造成及び特定盛土等規制法第１２条第１項・第１６条第１項・第１６条第２項・第１７条第１項・第１８条第１項・第１９条第１項・第２１条第１項　の許可申請及び届出並びに報告・建築基準法第４２条第１項第５号の位置の指定の申請及び届出・東大阪市開発指導要綱協議申出書及び協定書の締結・東大阪市開発指導要綱変更届出・変更協議申出書及び変更協定書の締結以上に関する申請手続き・訂正・受領の件。　　 年　　月　　日住 所氏 名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　実印 |

開発行為変更許可申請書及び開発行為変更届出書の添付書類について

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 書類名 | 様式 | 備考 |
| 1 | 表紙 | 有 | 開発行為変更許可申請書若しくは開発行為変更届出書※開発指導課窓口にて事前に許可申請か届出かの確認を行うこと。 |
| 2 | 委任状 |  |  |
| 3 | 変更内容一覧表 |  |  |
| 4 | 協議経過書 |  | 変更に伴う各課への協議経過書 |
| 5 | 変更（前）書類及び図面 |  | 変更が発生する書類及び図面の変更箇所を赤で囲うこと。 |
| 6 | 変更（後）書類及び図面 |  |  |
| 7 | その他必要な図書 |  | 追加で資料が必要な場合。 |

※1　開発行為変更許可申請手数料については開発指導課職員までお尋ねください。

※2　開発行為変更許可申請書の提出は入金の関係上15時までとさせていただいて

おりますので予めご了承ください。

※3　申請書は正副2部提出となります。

※4　当申請は開発指導要綱の変更と同時受付となりますのでご注意ください。